

被災地木くずの受け入れを中止し、 被災地への直接支援を求める請願

請願の要旨

被災地木くずの受け入れを中止し、被災地への直接支援（焼却施設新設支援、放射能汚染のない農産物の提供、震災地の子どもたちの転地療法支援、長期にわたる健康調査の実施）への転換を求めます。

請願の理由

①市民の健康を守るため、木くずを受け入れない県が6割あります。

全国で6割の自治体が木くずの受け入れ拒否をしています。（産経新聞12月30日）

そのうち、長野県知事は、県内で発生した放射性物質を含む下水道汚泥や土壌の処理場所などを優先して考えなければならないことや、国の示す基準に国民の理解が十分得られてないとしています。（信濃毎日新聞12月29日）また、IAEAの国際基準では放射性セシウム1kgあたり100ベクレルを超えたものは低レベル放射性廃棄物として厳格に管理されます。

②木くず受け入れよりも最善な支援があります。

岩手県岩泉町長は、「木くずを山にしておいて10年、20年かけて片付けた方が地元で金が落ち、雇用も発生する。もともと使っていない土地がいっぱいあり、処理されなくても困らないのに、税金を青天井に使って全国に運び出す必要がどこにあるのか」と述べています。

③すでに汚染されている地域をさらに汚染させることになり、子どもたちを守ることが不可能になります。

埼玉県など関東圏はすでに低レベル放射能で汚染されています。（文科省「航空機モニタリングマップ」）とりわけ心配なのは、大人に比べて約10倍の健康被害を受けると言われている子どもたちです。年間許容被ばく量1ミリシーベルトから考えると現状でも子どもたちを育てるにはギリギリの値です。

④横瀬町の豊かな自然や農産物に対する風評被害を起こす可能性があります。

横瀬町には農園・果樹園も多く、観光に力を入れている町政に風評被害で多大な影響を与えてしまいます。

なお、「請願の要旨」及び「請願の理由」に対して、埼玉県のご見解について文書回答を求めます。
以上、憲法第16条及び請願法に基づき請願をいたします。

名 前	住 所